

〈生きること、生きのびること 19〉

バイステックの7原則

「バイステックの7原則」とは、アメリカで援助者・社会福祉学者として活躍した、フェリックス・P・バイステックの著書『ケースワークの原則』に記された援助の原則です。援助者向けの本ではありますが、人が人を支える・関わる時の原則とも言えます。また、親子関係でもしっかりと役立つ原則ですので、ご紹介したいと思います。出典は、『ケースワークの原則—援助関係を形成する技法』フェリックス P. バイステック 著 誠信書房刊 からです。

まず、「バイステックの7原則」は以下のものです。

1. 個別化の原則 ～相手を世界でただ一人の人間として捉える～
2. 意図的な感情表現の原則 ～相手の感情表現を大切に作る～
3. 統制された情緒的関与の原則 ～自分は自分の感情を自覚して吟味する～
4. 受容の原則 ～受け容れる～
5. 非審判的態度の原則 ～相手を一方的に非難しない～
6. 自己決定の原則 ～相手の自己決定を促して尊重する～
7. 秘密保持の原則 ～秘密を保持して信頼感を醸成する～

ほんとうに、この7つの原則を十分に行うことができれば、対人関係は劇的に良い方向に変わっていくでしょう。ただ、どの原則も実践するには、意識して繰り返し行うことが大切です。ひとつひとつ、みていきましょう。

4. 受容の原則 ～受け容れる～

(全号からの続きです)

受け容れるのは、その人の「存在」です。「行為」ではありません。「良い行いをしたから受け容れる」「悪い行いをしたから受け容れない」という話ではなく、その人が「生きていること」「存在していること」そのものを受け容れることができれば、「本当に受容できた」と言えると思います。とてもとても難しいことですが、

→「罪を憎んで人を憎まず」という言葉もありますね。「行為」は憎むけど「存在」は憎まない、と理解することもできます。

「その人を受け容れる」ということは、何をしているのかというと、「ご本人が、ご自身の人生を自分の力で生きていくことを支える」ということをやっているのです。「こちらが何かを指導する」「その人があるべき姿をこちらが教える」ということではなく、「今、ひきこもらざるを得ないあなた」をこちらが受け容れ、支えていくことが大切なのです。自分の生き方を決めていくのは、その人自身です。こちらの「存在そのものを受け容れる姿勢」が、ご本人が自ら動き出すための勇気を与えます。

ここで、注意しておくことは、受容の原則には例外があることです。それは「ご本人の逸脱した態度や行動を許容あるいは容認しない」ということです。例えば、暴力などは受け容れるべきではありません。また、犯罪行為などを受け容れる必要はありません。

5. 非審判的態度の原則 ～相手を一方的に非難しない～

「こちらが相手を一方的に裁いたり、非難したりしない」という原則です。

例：いつまで経っても働こうとせず、ゲームばかりしているひきこもりご本人を怠け者だと一方的に非難する。

→人には必ず「歴史」があります。怠け者のように見えても、身勝手に見えても、そこにたどり着くまでの「道のり」があります。それを一方的に裁いたり、非難したりしても、ご本人は全く元気になりません。

「非審判的態度」とは、例えば「こちらが、相手に罪があるかのように言わない」ということや、「相手もっている問題に対して、相手にどれくらいの責任があるかをこちらが指摘して、それを償わせようとしたりしない」態度です。

また、こちらが「良い」と思っていること、「正しい」と思っていることを押し付けない、ということでもあります。

しかし、こちらが一方的に相手を非難しないということと、こちらが社会的・法的・道徳的な基準を無視することは違います。「一方的に非難しない」ということであって、間違っただけは「間違っていると思う」と伝えるべきです。

しかし、必ず「あなたはどう思う？」とも尋ね、一方的にならないようにします。また、「間違っていると思う」と伝えるべきか否か、伝えるとしたらどのタイミングで、どういった形で伝えるのか、はよくよく考えます。

自分のもっている価値基準（良い・悪い、正しい・間違っている）と対立するようなご本人の言動に出会うことも多々あるでしょう。しかし、この時に、ご本人の価値基準に、こちら無理に合わせる必要はありません。無理に合わせようとする、こちらが「しんどくて、しんどくて倒れそう」というところまでいってしまいます。こちらは自分自身の価値基準を大切に、常に自分に率直で忠実であってよいのです。「一方的に裁いたり、非難しない」ということがポイントなのです。

6. 自己決定の原則 ～相手の自己決定を促して尊重する～

「こちらではなく、相手自身が自分の人生を決める」という原則です。

どうしても、親子関係では親が「良い」「正しい」と考える方法を押し付け、実行させようとしてしまうところがあります。

しかし、この「自己決定の原則」は、「その人の人生はその人が決める」「その人の人生はその人のものだ」という価値観の上に成り立っています。親がいつまでもご本人の行動を指示し続けることはできないのです。

こちらから「こうするのは、どうだろう」という「提案」は行います。しかし、どうするかは、その人自身が決めるのです。

ただし、ご本人がなかなか決められないこともあるでしょう。自己決定の原則の言葉の中に「促して」という言葉が入っていますが、ここでいう「促して」とは、「今、自己決定できないなら、こちらは自己決定できる条件を整える」という意味が含まれています。決定を妨げている要素を、決定しやすくなるための要素に変えていけるよう、一緒に取り組んでいきます。

自己決定をするためには、何か必要でしょうか？それは、ご本人自身が自分の持っている課題を具体的に意識すること（例：他人に対してどうかかわっていいのかわからない）、ご本人自身が求めているものを具体的に意識すること（例：本当は友達や恋人が欲しい。人の役に立ちたい。経済的にも精神的にも自立したい）、そしてその実現に向けて具体的な見通しを持つこと（例：相談機関に自ら出向く。趣味を見つけて始め、そこから友達を作る）などが揃ってくると、自己決定がしやすくなります。こちらはこの条件を揃えていく過程を手伝います。

しかし、ご本人の自己決定をすべてこちらがOKするわけではありません。当然、法を犯すような決定をOKすることはできません。

（次回 7.秘密保持の原則 に続きます）

